接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部改正案 新旧対照条文

○接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)

(傍線の部分は改正部分)		
	線の部分は水	

設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。	きる。料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することがで料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することがで減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続	ため、第一種指定間、その提供する項の規定にかかわるものとする。	係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種附 則 (平成一七年二月一四日総務省令第一四号) 附 則 (平成一七年二月一四日総務省令第一四号)	改正案
の原価の五 設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五応じて当該 指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該は、第一種 一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種ない。 8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。	きる。おの原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することがで対に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続	増 するため、第一 での間、その提 定するものとす	原価を控除して算 係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算1に掲げる第一種 接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種限る。)の機能の 6 事業者は、第四条の表二の項(加入者交換機能に限る。)の機能の 1~5(略)	現行

分の四を超えない額を加算するものであること

分の三を超えない額を加算するものであること設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該一 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

分の二を超えない額を加算するものであること設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

匹 \mathcal{O} 超えない額 指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該 点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、 換機間のうち、 設備に係る費用が増減するもの 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 価については、 加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の 増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、 するものを除く。)との接続に関する接続料の原価の五分の一を (第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設 その五分の二を超えない額)を加算するものであ (き線点遠隔収容装置から加入者交 遠隔収容装置設置局 第一 き線 種 か 兀

超えない額を加算するものであること 電局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を 診設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か 該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か
を換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当
ので、
のので、
ののののでは、
ののであること
のの

Ŧī.

分の四を超えない額を加算するものであること

分の三を超えない額を加算するものであること 設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

分の二を超えない額を加算するものであること 設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

ら加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の 点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、 の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、 超えない額(第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数 置するものを除く。) 換機間のうち、 設備に係る費用が増減するもの 指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該 ること 原価については、その五分の二を超えない額)を加算するものであ 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設 との接続に関する接続料の原価の五分の一を (き線点遠隔収容装置から加入者交 遠隔収容装置設置局 第

超えない額を加算するものであること置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を皆局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三をら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置かを設備に係る費用が増減するものであること

超えない額を加算するものであること
置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を
防加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設
該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か
該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か
を指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当

を加算するものであること 電局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額 が設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か が設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か を加算するものであること

、次項において同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができ、 、次項において同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができ、 は、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回 は、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回り。

確保するものでなければならない。10 前項の加算は、平成二十五年三月三十一日までの間、次の要件を

分の三を超えない額を加算するものであること。設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

超えない額を加算するものであること置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を皆局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四をら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か減設備に係る費用が増減するものであること

確保するものでなければならない。10 前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を

分の三を超えない額を加算するものであること。設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

ら加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の 超えない額 換機間のうち、 設備に係る費用が増減するもの 原価については、その五分の三を超えない額)を加算するものであ 点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局か の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、 |するものを除く。) との接続に関する接続料の原価の五分の四を (第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設 (き線点遠隔収容装置から加入者交 き線

その五分の二を超えない額を加算するものであること。 該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か ら加入者交換機間のうち、 種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設 第

ること

几 置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、 ら加入者交換機間のうち、 該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か 種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当 その五分の一を超えない額を加算するものであること。 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設 第一

五. 定加入者交 設置するも 应 月 でとの 日以 降に開始する事業年度にあっては、 関する接 口 第

> ること。 原価については、その五分の三を超えない額) ら加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の 点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、 の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線 超えない額(第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数 置するものを除く。) 換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設 設備に係る費用が増減するもの との接続に関する接続料の原価の五分の四を (き線点遠隔収容装置から加入者交 遠隔収容装置設置局か を加算するものであ

種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設 き線点遠隔収容装置

几 その五分の一を超えない額を加算するものであること。 置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については ら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設 該設備に係る費用が増減するものであって、 種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当 その五分の二を超えない額を加算するものであること。 置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については ら加入者交換機間のうち、 該設備に係る費用が増減するものであって、 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 き線点遠隔収容装置

加算しないものであること。

- 回じ。)の全部又は一部を加算して算定することができる。 入者交換機に係る設備との接続に関するものを除く。次項において る費用が増減するものとの接続に関するものに限り、専らアナログ信号 の間を伝送する設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係 の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加 同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができる。 11 事業者は、第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限 11
- | 保するものでなければならない。 | 12 | 前項の加算は、<mark>平成二十五年三月三十一日</mark>までの間、次の要件を確 | 12
- 原価については、 ら加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の 点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局か 超えない額 換機間のうち、 設備に係る費用が増減するもの の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、 指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、 するものを除く。)との接続に関する接続料の原価の三分の二を (第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設 その十五分の七を超えない額)を加算するもので (き線点遠隔収容装置から加入者交 第 き線 種
- 置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、ら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当一 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一

- 保するものでなければならない。 前項の加算は、<mark>平成二十三年三月三十一日</mark>までの間、次の要件を確
- あること。

 本文人機というには、その十五分の七を超えない額)を加算するもので原価については、その十五分の七を超えない額)を加算するもので原価については、その十五分の七を超えない額(第一種指定加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局が増減するものであって、き線超流に底る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の三分の二を設備に係る費用が増減するものであって、き線の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の三分の二を設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価については、第一種平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種
- 置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、ら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一

- 重言三日へ奇を逸幾にそらせ前に分つうら可象女の曽城になどに名二 - 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一- その五分の二を超えない額を加算するものであること。

置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、ら加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置か種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当

|| 「「ない」には、|| 「一人」と「別かっ」の事業に関するようであること。 | その五分の一を超えない額を加算するものであること。

その五分の

一を超えない額を加算するものであること。

入者交換 定加入者 十三 設置するも 係 应 あること 月 日以 るも に開始する事業年度にあっては 0 関する接続料 分の であ うち 置 口 \mathcal{O} 原価に 加 ては 第

局間に設置されているものに限る。 は、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置に及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠で及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠加算しないものであること。 13 附則第八項第四号から第七号まで、附則第十項第二号から第五号ま 13 加算しないものであること。

14 機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。)、四の項、 される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の る通信量等については、 能に限る。)、二の項 同 事業者は、 千九条の規定により記録された通信量等に代えて、 項の機能 六の項 (光信号中継伝送機能を除く。) 及び八の項に限る。) に係 (新規則第四条の表一の項 (基地局設備用端末回線伝送機 法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、 (加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの 平成! 一十五年三月三十一日までの間、 当該変更が適用 新規則 五の

を受ける。 「事業者は、去第三十三条第五頁の機能に系る妾売料の変更に祭し、 同間に設置されているものに限る。 は、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置 は、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置 に設置するものについて に及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠 で及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠 で及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠

通信量等の合算値を用いることができる。

将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。 規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて15 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の

16 前項の予測値を用いる場合には、事業者が現に記録している通信量等を用いるこ本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間本項で定めるところにより通信量等を記録しておかなければならない。ただしめに必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし16

17 平成二十五年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の17 平成二十五年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の18・19 (略)

通信量等の合算値を用いることができる。

将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。 規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて15 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の

ととする。
は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いるこは、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いるこ本項で定めるところにより通信量等を記録しておかなければならない。ただしめに必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るた

18 19 (略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。